



大分労基発第46号  
平成22年9月16日

関係各位

大分労働局労働基準部長



大分労働局管内の労働基準監督署の内部組織の名称変更について

平素より労働基準行政に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

現在、厚生労働省においては国民サービスの向上の取り組みを行っているところであり、その観点から、平成22年10月1日より労働基準監督署の業務内容をより分かりやすくするため、別添のとおり中津、佐伯、日田及び豊後大野労働基準監督署の内部名称を変更します。

つきましては、広報誌等による周知について御配慮いただきますようお願い申し上げます。

なお、今回の変更は名称のみで、担当業務、受付窓口等の変更はないことを申し添えます。

大分労働局管内の労働基準監督署の内部組織の名称変更

	変更前	変更後	担当業務
中津署	第一課	監督・安衛課	監督、安全衛生及び庶務業務
	第二課	労災課	労災業務
佐伯署	第一課	監督課	監督及び庶務業務
	第二課	安全衛生課	安全衛生業務
	第三課	労災課	労災業務
日田署	第一課	監督・安衛課	監督、安全衛生及び庶務業務
	第二課	労災課	労災業務
豊後大野署	第一課	監督・安衛課	監督、安全衛生及び庶務業務
	第二課	労災課	労災業務

庶務業務とは、署の総務及び会計等を行います。

監督業務とは、労働条件の確保・向上のための業務を行います。

安全衛生業務とは、労働者の安全と健康確保のための業務を行います。

労災業務とは、労災保険の加入手続、申請受付、支払等を行います。